

海外経済要録

米州諸国

◇米国の一般教書 (State of the Union Message)

アイゼンハワー大統領は、1月9日議会に対して恒例の一般教書を送り本年の施政方針を明らかにしたが、本年は国際平和を維持するため国防体制の維持・強化の必要を説きつつも、その基礎となる国内経済の健全なる発展、とくに物価の安定化により多くの重点を置いている点が注目される。教書の具体的内容は次の通り。

1. 国家安全保障……世界平和維持のためには引続き強力かつ機動的な軍隊の維持を必要とするが、軍事科学の進歩に伴う軍備の変化および高価な新兵器の採用により、国家安全保障費は引続き全予算の60%を占めることとなる。しかし昨年制定された法律に基づく国防総省の再編成により軍事面の能率を高めると同時に、軍事支出についても極力浪費は避けねばならない。

2. 対外政策……集団安全保障体制を維持・強化する見地から対外援助は当然継続すべきであるが、最近設立されたドレーパー委員会が行なうであろう対外援助の強化・改善に関する勧告を期待している。また自由世界の経済基盤強化のため、世界銀行および国際通貨基金に対する出資金増額がすみやかに承認されることが必要であり、そのほか中南米開発促進のため米州開発機関の創設を検討中である。

3. 国内経済政策……経済の健全なる発展を阻害するインフレの根源は継続的財政赤字と賃金・物価の悪循環であるとし、インフレを抑制するため次のごとき具体的提案を行なっている。

(1) 物価安定に関する諸施策

(イ) 均衡予算の提案……インフレ抑制の見地から、本会計年度129億ドルの赤字予算を明年度には一挙に均衡させる。明年度財政支出が予算案の範囲内にとどめられ、均衡財政が実現すれば、減税の可能性も大きくなる。

(ロ) 支出増加を伴う議会による抱合せ法案の提出濫用を防止するため、大統領に支出権限法案および支出承認法案の特別の項目につき承認または拒否する権限を与えることを要請する。

(ハ) 民間企業が独力で運営しうる分野に対する連邦政府の介入を少なくする。このために連邦政府の信用供与に融通性を与え、また民間の信用供与に対する保証制度を改善する。

(ニ) 農産物価格支持政策のための財政支出が巨額にのぼ

っている現状にかんがみ、農業の自由化を促進するとともに、農業支出の効果的使用を図るため農産物価格支持制度の改正を行なう。

(ホ) 1946年雇用法を改正し、ドル購買力保持のため適切な措置を講ずべき政府の意図を明確にする。

(ヘ) コスト、物価および経済成長に影響を与える政府および民間の政策を研究するため、経済成長のための物価安定に関する閣僚級委員会を設置する。

(2) 長期的政策の検討

なお経済政策全般に関し、民間各界の代表よりなる委員会を設置し、経済発展の促進、生活水準の向上、教育と保健の改善、生活・自由のよりよき保障などにつき研究させる。

(3) 労働関係法規の改善

労働組合資金の濫用防止、組合員の権利・自由の保護、責任ある団体交渉の確立、不公正な争議行為の禁止などを内容とする労働諸法の改正を行なう。

◇米国の予算教書 (Budget Message)

1960会計年度(1959/7~1960/6)に関する予算教書は1月19日議会に提出された。本教書において、アイゼンハワー大統領は、①軍事力の効率的増強、②国民の福祉の向上、③友好諸国の開発援助、④健全財政の維持、⑤経済の成長と安定の促進を予算編成の基本方針としてうたっているが、その最大の特色は、将来の繁栄の地固めとして過去2年にわたる赤字財政を転じて一挙に均衡緊縮財政を確立し、生計費の上昇を阻止しドルの対外信用を維持せんとする点にある。

すなわち、予算規模は歳出入ともほぼ770億ドルで70億ドルの黒字を見込んでおり、1959会計年度収支見振り(歳入680億ドル、歳出809億ドル、赤字129億ドルに改訂)に比し歳出は39億ドルの削減、歳入は91億ドルの大幅増加を期待している。歳入の増加は、経済の引続き回復・上昇による自然増収を前提としたもので、このほか本年6月末満期となる法人税と一部消費税の現行税率の1ヵ年再延長、ガソリン消費税の引上げないし新設、郵便料金の引上げ、若干の税制改正などを予定している。歳出面では、国防費1億ドル増(ミサイル関係8億ドル増と兵器の近代化に重点をおく)、原子力関係費1億ドル増、教育・科学研究・宇宙開発関係費などを増加した反面、景気対策として採られた臨時措置の打切り(失業保険給付期間延長分4億ドル、住宅抵当買入資金供与分7億ドル減)、農業補助金(8

億ドル減)や対外軍事援助(4.6億ドル減)の削減、新規公共事業の見送り、復員軍人援護費の抑制などにより、全体として現年度比39億ドル(現年度予算にはIMF出資増額分13.7億ドルの臨時支出が含まれている)の歳出削減を見込んでいる。

対外援助については、1960会計年度の支出は35億ドルと軍事援助削減により現年度比4億ドルの減少が見込まれている。しかし新規債務負担権限要請額は開発借款基金(7億ドル)を含めて39.3億ドル(現年度35億ドル)と増加しているため、軍事援助から経済援助への重点移行の方針とあいまつて、対外経済援助はここ当分現在の水準を維持するものとみられる。さらに国際通貨基金・世銀に対する出資増額、開発借款基金の拡充、米州開発機関の設立、いわゆる第2世銀案の検討など、国際機関を強化して積極的に対外援助政策を推進せんとする意図がうかがわれる。

本教書では、各種政府貸付計画の金利の弾力化による民間資金の活用、受益者負担の原則による一般租税負担の軽減(郵便料金、ガソリン消費税、各種手数料の引上げ)、予算支出の膨脹を阻止するための予算審議方法の改善(たとえば各省ごとに支出承認法を審議する現行方法を改善すること、抱合せ法案の成立を阻止するため支出承認法の一部につき大統領の拒否権を認めることなど)を勧告しているが、これらはいずれも連邦支出の増加をコントロールし予算の均衡を図ろうとする政府の決意を示すものとして注目される。また本会計年度における巨額の赤字に対処し、現行国債借入限度の引上げ(2,830億ドルを2,850億ドルへ)を要請している。

1960会計年度予算収支見積表 (単位・百万ドル)

区 分	1956年 (実績)	1957年 (実績)	1958年 (実績)	1959年 (見積)	1960年 (見積)
予 算 収 入	68,165	71,029	69,117	68,000	77,100
個人所得税	32,188	35,620	34,724	36,900	40,700
法人所得税	20,880	21,167	20,074	17,000	21,448
予 算 支 出	66,540	69,433	71,936	80,871	77,030
国家安全保障費	40,641	43,270	44,142	46,120	45,805
うち国防費	35,791	38,439	39,062	40,800	40,945
原子力関係	1,651	1,990	2,268	2,630	2,745
対外軍事援助	2,611	2,352	2,187	2,312	1,850
国際関係費	1,846	1,976	2,234	3,708 ^(B)	2,129
うち経済技術開発 ⁽²⁾	1,616	1,686	1,909	3,321 ^(D)	1,768
復員軍人援護	4,756	4,793	5,026	5,198	5,088
労働・厚生	2,821	3,022	3,447	4,380	4,129
農 業	4,868	4,526	4,389	6,775	5,996
天然資源	1,104	1,296	1,543	1,708	1,710
商 業・住宅	2,030	1,455	2,109	3,509	2,243
一般行政	1,627	1,787	1,356	1,673	1,735
利 子	6,846	7,308	7,689	7,601	8,096
予 備 費	—	—	—	200	100
差引過不足(△)	1,626	1,596	△2,819	△12,871	70

注 (1) 国際通貨基金に対する出資増額分1,375百万ドルを含む。
(2) 相互安全保障計画による対外経済援助のほか、輸出入銀行その他の分を含む。

なお来年度予算について大統領はこれ責任ある達成可能な均衡予算と自賛しているが、歳入の見積りについてはともかく、歳出については議会における民主党の圧力もあり、膨脹必至とみる向きが多く、均衡予算の実現は困難ではないかとみられている。

◇米国の経済報告 (Economic Report)

アイゼンハワー大統領の経済報告は1月20日議会に提出されたが、今回の報告の重点は1957～58年の景気後退を回顧し、それに基づいてインフレなき(Inflation-free)経済成長を今後の目標と定め、物価安定の重要性を強調したところにある。その要旨は次の通り。

1. 景気後退と今後の見通し

景気後退は1958年末にはほぼ終了の段階に達した。後退が前回同様軽度にとどまつた理由は、根本的には米国経済の構造的な安定性増加に基き所得の減退が阻止されたことにある。政府の各種景気対策措置も重要な役割を演じた。またこの程度の後退に際しては、大規模な新規公共事業や減税よりも即効的な支出促進などの諸方策をとることが好ましく、この点で弾力的な金融政策がとくに有効であることが明らかとなった。

1959年の景気見通しは、設備投資回復の気配、住宅建築の盛行、海外の経済事情好転に伴う輸出漸増予想、連邦・州地方政府の支出増加などにより明るさを加えている。

2. 経済の安定的発展

当面の目標は経済の安定的発展のための堅実な基礎を確立することである。このためには自由競争の経済制度を強め、労働および技術を全面的に活用し、生産設備の拡大更新を図らなければならないが、とくに現在ではドル価値の安定ということがその不可欠の条件となつている。今回の景気後退では、経済活動の低下にかかわらず物価が根強い騰勢を示し注目されたが、今や経済活動の上昇期にいかにか物価の安定を期するかが問題となつているのであつて、消費者、経営者および労働組合の自制が望まれる。政府は物価安定の達成のため、予算の均衡化をはじめとして慎重な財政政策をとるとともに、経済の安定的発展のための閣僚級委員会、物価とコストに関する政府活動につき検討し勧告する委員会を設置することとし、また議会に対し1946年雇用法を改正して、物価安定を明確な経済政策目標に追加することを要請する。

◇米国の農業教書 (Farm Message)

大統領は1月29日議会に対して農業教書を送り、この中で、

(1) 現在の価格支持制度による支出の大部分は少数の大農家によつて受け取られていること、

欧 州 諸 国

(2) 価格支持率が高いため現制度による作付面積の制限措置を行なつても、新技術の発展および農業に対する資本流入の促進により生産制限の効果を挙げていないこと、

(3) 現制度は過度に多くの支出をもたらしていること、などの欠陥を指摘し、市場原理に基く需給バランスの調整を促進し政府支出の削減を図るため、次のごとき農業法改正の具体的勧告を行なつている。

(1) 支持価格を現在のパリティ価格基準から前年の市場価格基準に改め、その支持率を90~75%の間とする。この勧告が受け入れられない場合は、農務長官に対し、現在法律により価格支持率を定められていない農産物に対すると同様、価格支持率を適当な水準に定める権限を与える(なお、とうもろこしについてはすでに農民投票により市場価格を基準とする方式が承認されている)。

(2) 余剰農産物処理法(PL480)を延長し、外国通貨による処理権限をさらに拡大する。

(3) 土壌保全計画(conservation reserve)については、その実効にかんがみさらに3か年延長する。

(4) 農業に関する科学・技術発展を援助する。

◇米州開発機関設立の動向

昨年米国がラテン・アメリカ諸国による米州開発機関設立の要請を受け入れたことについては既報の通りであるが(調査月報33年9月号要録)、その具体的規約を作成する委員会が本年1月発足した。同委員会は米国をはじめラテン・アメリカ諸国による提案を参考に同規約草案の作成にあたるが、①同機関の融資はいかなる経済開発計画を対象とするか、②資本金の大きさおよび各国の出資割合、③現地通貨による返済を認めることの可否、④既存のワシントン輸出銀行、世界銀行などとの調整の諸点について十分検討の要があるので、各国の了解を得て規約の調印をみるのは、本年末開催予定の米州経済会議となるものとみられている。

なお現在同委員会に米国案をはじめブラジル、キューバの案が提出されており、ブラジルおよびキューバ案によれば、同機関は10年間に30ないし40億ドルの資本金を必要とし、米国に対しそのうち半ないし劣の出資を希望している。これに対し米国案によれば、3年分として資本金は8.5億ドル、そのうち米国が4億ドルを負担し、4億ドルのうち3億ドルは硬貨による返済の融資にあて、残り1億ドルは現地通貨による返済の融資にあてることとし、同機関の総裁はラテン・アメリカ側から選出し、かつワシントン輸出銀行、世界銀行など国際的機関と協調することを要件としている。

◇EPU(欧州支払同盟)の清算

EPUは昨年12月27日、大多数の加盟国の通貨交換性回復によつて自動的に解体し、1月15日を清算日として、以後加盟諸国の対EPU債権債務はすべて2国間債権債務に切り替えられることとなつた。

2国間債権債務の処理はOEEC委員会により、4月30日までに各国間で協定を締結すべきものとされ、協定不成立の場合は3か年以内の均等償還を行なうこととなるが、1954年以降、それ以前の旧債務償還についてすでに数多くの協定がなされていること、対仏特別クレジット(1958年1月供与、総額150百万ドル)についてはすでに返済方法が協定されていることなどから、今後の2国間協定の締結についてはさして波乱は予想されない。

清算日現在におけるEPUの現金資産(167.1百万ドル—米国政府出資金271.8百万ドルはすでに欧州基金へ移譲済み)ならびにEPU現金資産から行なわれた対仏特別クレジット(32百万ドル)はいずれも6債権国に債権額の割合に応じて分配される。清算後における加盟各国の債権債務額は下表の通り。

EPU加盟諸国の清算後の債権債務 (単位・百万ドル)

区 分	債 権	債 務	差引債権(+) 債 務(-)
西 ド イ ツ	1,127.1	—	+1,127.1
ベルギー	219.1	59.8	+ 159.3
ルクセンブルグ	—	—	—
オ ラ ン ダ	185.4	64.4	+ 121.0
オーストリア	24.1	17.3	+ 6.8
イ タ リ ア	65.0	52.9	+ 12.1
ス ウ ェ ー デ ン	70.5	69.5	+ 1.0
ス イ ス	66.3	72.2	- 5.9
ギ リ シ ャ	5.8	17.7	- 11.9
デン マ ーク	18.0	83.5	- 65.5
英 国	87.7	466.1	- 378.4
ノ ル ウ ェ ー	13.3	100.4	- 87.1
アイスランド	0.9	8.1	- 7.2
ポ ル ト ガ ル	3.7	40.2	- 36.5
ト ル コ	1.6	35.4	- 33.8
フ ラ ン ス	—	634.5	- 634.5
合 計	1,888.9	1,721.8	+ 167.1

(注) 債権債務合計額の差額167.1百万ドルは現金資産額。

◇英国の資本発行借入規制撤廃措置

大蔵省は2月4日、英国内における企業の資本発行借入規制を5日から撤廃する旨発表した。これにより今後国内企業の増資、借入れ、社債発行は全く自由となるが、資本

発行委員会（CIC）は今後も存続し、主として年5万ポンド以上の海外よりの起債および借入れの審査にあたるほか、脱税防止のため従来規制外とされていた年5万ポンド以上の無償交付株（bonus issue）の発行規制を行なう。また年5万ポンド以上の投資信託受益証券の発行条件および年1百万ポンド以上の資本発行の時期については、従来通り英蘭銀行の事前同意を要する。

今回の措置は昨年7月に行なわれた資本発行規制の大幅緩和（33年7月号要録参照）に続く景気刺激策の一環とみられるが、これにより1939年以来20年間にわたる資本発行委員会による直接信用統制に事実上の終止符が打たれたことは注目を要するところである。今回の措置による投資促進の効果は予測困難であるが、中小企業筋の資本発行借入れはかなり活発化するのではないかとみられている。なお、英国政府がポンド交換性回復後もこのように拡大政策を押し進めていることは、最近における金ドル準備の好調、ポンド相場の堅調により当局がポンドの前途に対する自信を強めていることを示すものと思われる。

◇西ドイツの居住者マルクの交換性回復と為替管理の大幅緩和

昨年12月29日の非居住者マルクの交換性回復措置に引続き、政府は次の通り一連の対外取引自由化を実施した。

1. 居住者交換性の回復

居住者は1月13日以降、ドイツマルクを対価として外貨表示の支払手段（紙幣、硬貨、小切手など）および他の外国為替を非居住者から買い入れ、居住者または非居住者に売却し、または他の居住者に対して移転、無償譲渡を行ないうることとなった。

本措置により為替の取引面に関する限りすべての制限が撤廃された。

2. 自由化品目の通貨地域別取扱の自由化

交換性の回復に伴い輸入自由化品目の通貨地域別取扱を下記の通り自由化し、1月14日から実施した。

- (1) 従来軟貨圏を原産地とする商品を硬貨圏から輸入することは禁止されていたが、これが自由となった。
- (2) 従来硬貨圏を原産地とする商品を軟貨圏を通じて輸入する場合硬貨による支払は認められなかつたが、これが認められることとなった。
- (3) 硬貨圏からの輸入商品の軟貨圏に対する再輸出が自由となった（従来禁止）。

3. 有価証券取引および貸付取引の自由化

- (1) 居住者相互間、居住者非居住者間における内外有価証券取引は1月20日以降すべて自由化された（ただし政府短期証券、銀行引受手形など金融市場証券の非居住者による取得を除く）。

従来居住者による外国有価証券の取得は取引所上場証券およびその他とくに許可されたものに限られていた。

- (2) 上記措置と同時に、非居住者の居住者に対する外貨による5年以上の貸付が自由となった（従来マルクによる貸付のみ自由）。
4. 内国人遺産の外国相続権者に対する移転は1月20日以降自由化された。
5. 生命保険取引の自由化

1月29日以降、外国保険会社と国内保険契約者との間の生命保険契約の締結ならびに国内保険会社による外貨建生命保険契約の締結が包括許可された。

6. 金取引の自由化

従来居住者が硬貨を対価として非居住者から金その他の貴金属を取得する場合個別許可を要したが、1月29日以降、すべての居住者および非居住者はドイツマルクならびに外貨を対価として金その他の貴金属を自由に売買しうることとなった。これに伴い従来工業用需要その他に限定されていたドル地域からの金輸入も自由化された。輸出は現在なお禁止されているが近く自由化の見込。

以上一連の自由化措置により、ドイツマルクは米ドル、カナダドル、スイスフランと並んで完全交換性回復通貨となり、西ドイツの為替管理上残存している重要な制限としては、短期資金の流入制限に関するもののみとなった。

◇西ドイツの市中金利引下げ

1月10日の公定歩合引下げ（3→2 $\frac{3}{4}$ %、1月号要録参照）に伴い、12日各州銀行監督局は市中金融機関貸出金利最高限度の $\frac{3}{4}$ %引下げを告示し、10日に遡及実施した。この結果当座貸越（交互計算信用約定限度内）金利は7 $\frac{3}{4}$ %、手形割引金利は4 $\frac{3}{4}$ %～5 $\frac{3}{4}$ %となった。

一方預金金利の引下げについては、12日以降、市中金融機関の金利問題討議機関である中央信用委員会（Zentraler Kreditausschuss）において論議が続けられてきたが、21日ようやく成案を得るに至り、政府、ブンデスバンクの審議を経て30日次の通り告示され、2月1日から実施された。

- (1) 当座預金…… $\frac{1}{2}$ %引下げ $\frac{3}{8}$ %とする。
- (2) 定期預金および通知預金
 - 預入期間179日までのもの…… $\frac{1}{2}$ %引下げ1 $\frac{1}{2}$ %～2%とする。
 - 179日を越えるもの…… $\frac{3}{4}$ %引下げ2 $\frac{1}{2}$ %～3 $\frac{1}{4}$ %とする。

中央信用委員会における論議の焦点は、従来と同様貯蓄預金金利に集中され、商業銀行側が採算上長期貯蓄預金金利の引下げを主張したが、貯蓄銀行側は昨年11月の引下げ（1年物貯蓄預金 $\frac{3}{4}$ %引下げ）以降貯蓄預金の主な運用対象たる金融債の金利が下がっておらず、採算上引下げを必要

としないこと、零細貯蓄者保護の観点から貯蓄預金金利は安定が望まれることを理由に反論し、結局据置となつた。

今回の引下げによつて短期の定期・通知預金は預入期間の等しい貯蓄預金と1%~1½%の金利差を生ずることとなつたが、昨年12月法人の貯蓄預金預入は原則として禁止されたため、大口定期預金の貯蓄預金移行はまずないものと考えられる。

ブンデスバンクとしては一般金利水準低下促進の立場から、長期貯蓄預金金利の引下げが望ましかつた旨を表明しており、今後の金利政策が注目される。

◇フランスの金融緩和措置

1. フランス銀行は2月5日、次の通り公定歩合の引下げを決定、即日実施する旨を発表した。

割引歩合 4½%を4¼%へ

1次高率 7%据置

2次高率 10%据置

証券担保貸付歩合 7%を6.5%へ

国庫証券担保30日貸付歩合 3%据置

ii. 買入歩合 3%据置

2. 同日、国家信用理事会は、次の通り金融緩和措置を講じた。

(1) 昨年2月創設された銀行別対顧客貸出の最高限度を本日限り廃止する。

(2) 商業銀行手数料中、裏書手数料を0.6%から0.5%へ、中期信用手形再割確認手数料を1.2%から0.6%へ引き下げる。

なお、当2月5日の国家信用理事会においては、信用政策の基本線として、物価の安定と国際収支受超の維持を確保すること、したがつて信用の制限緩和は総合施策の奏功に応じて徐々に行なわれるべきこと、また共同市場の発足に呼応して企業の迅速な整備を促進し、経済活動および雇用の満足すべき水準の確保を図るべきことなどが確認された。

すなわち今回の金融緩和措置は、昨年末のフラン切下げ以降、短期資金の還流を主因とする金・外貨準備の増大を背景に、割高な金利水準をある程度是正して国際金利水準への接近を図るとともに、国内景況を多少刺激し、また共同市場の発足に呼応して企業合理化の推進を図ることをねらいとしたものとみられる。

とくに今回の国家信用理事会の決定が主として中期信用の拡大による合理化投資の推進をねらい、短期金融については、従来通り高率適用を存置していることは、上記の意図を反映したものと見て注目される。

なお、公定歩合引下げがわずか¼%の小幅にとどめられた理由としては、最近外国筋の買進みから株式市場が非常

に活況を呈していること、金・外貨準備の増加は一時流出した短期資金の還流にすぎず、安定的なものとは断じがたい点をとくに考慮したためであろう。

◇フランスの非居住者資本取引自由化措置

フランス政府は、1月21日フラン圏に対する外国投資の取扱を全面的に改正、非居住者の資本取引を次の通り大幅に自由化する措置を発表した。

(1) ①ドル圏または振替可能通貨圏の居住者が、カナダ、米国、メキシコ通貨および告示第646号付属規定Dの通貨(おおむねEPU諸国の通貨)をパリ為替市場で売却した代り金、または自由勘定、振替可能勘定に属する資金により、②双務協定グループに属する国の居住者がその居住国通貨(ユーゴ、チェコ通貨)をパリ為替市場で売却した代り金、もしくは当該国双務勘定に属する資金により、次の諸取引を行なうことが自由化された。

(i) フランスの取引所で上場フランス証券を買い取る

(ii) 上場フランス会社の増資払込。

(iii) フランス公法人または上場フランス私法人の発行する公社債応募。

(iv) 公証人により証明される不動産所得。

(v) 居住者に対する5年以内、1億フラン以下の貸付。

(2) 上により取得した証券は、公認取引業者の居住地別外国人取得証券記録帳に整理される。

(3) 取引所における証券の売却、満期または期限前償還、不動産の売却、貸付の返済などによつて現金化された元本および果実の名義人居住国への送金は自由となつた。

(4) 従来の資本勘定は廃止され、名義人居住地に応じ、自由勘定、振替可能勘定または双務協定勘定となる。

今回の措置は交換性回復に伴う一連の措置であつて、資本移動の国際性を高め、外国よりの投資を促進し、さらにはパリをして共同市場内における中心的な資本市場としての地位を確立せんとするねらいに基くものといわれる。

◇フランス銀行の金再評価

フランス銀行は1月29日の政府との協定により、保有金をキロ当たり555,555.50フランに再評価した(従来は昨年7月31日以降472,615.90フラン)。

今回の措置は昨年12月29日実施したフランの切下げ(対ドル420フランから493.7フランへ)に伴う措置で、1928年以降第9回目の再評価である。

とくに外資導入については、サハラ石油および天然ガス開発のためすでに米国などとの間に具体的交渉が行なわれており、本措置により同地区への外国投資はさらに促進されるであろう。

本再評価によるフランス銀行資産勘定の動きは次の通り
で再評価益は為替安定基金損益勘定に繰り入れられた。

(単位・百万フラン)

保有金 (Encaisse-Or)	247,558→291,002……43,444
為替安定基金金貸付 (Prêt d'or au Fonds de Stabilisation des Changes)	120,137→141,220……21,083
在外一覽払債権 (Disponibilité à vue) à l'étranger	14,125→ 16,604…… 2,479
再評価益 (Plus-Value)	<u>67,006</u>

◇オランダ銀行の公定歩合引下げ

オランダ銀行は1月20日、公定歩合を1/4%引下げ2 3/4%
とし、21日から実施する旨発表した。

今回の引下げは、金・外貨準備の充実、ギルダーの堅調
を背景として西ドイツなどの金利引下げに追随せんとした
ものであろう。

オランダの金・外貨準備は1957年秋以降増大を続け、昨
年中 395 百万ドルを増加して年末には 1,439 百万ドル、本
年1月20日には 1,452 百万ドルとなった。これを映じてギ
ルダーは堅調を続け、昨年末の交換性回復後も、ロンドン
ニューヨーク両市場においてともにパリティを上回っており、
またもともと低関税国であるため共同市場の具体的発
足についても格別の不安を感じていない。

一方、国内景況は1957年秋以降、世界景気の停滞に伴っ
て不振を示してきたが昨年秋以降漸次立ち直りを示しつつ
ある。

	工業生産指数 (1953=100)	失業者数 (千人)
1958年7月	126 (128)	70.0 (32.3)
8月	122 (122)	66.2 (33.6)
9月	131 (124)	61.9 (35.9)
10月	141 (133)	66.4 (42.2)
11月	— (128)	75.3 (58.5)

(注) カッコ内は前年同月。

◇ソ連1958年国民経済発展計画の遂行実績

ソ連関係会議付属中央統計局の1月16日の発表によれ
ば、1958年国民経済発展計画の年間遂行実績は次表の通り
である。

共和国別工業生産上昇率

	1958年計画比増(%)	1957年比増(%)
ロシア	4	9.5
ウクライナ	3	10
ベロルシヤ	4	11
ウズベキスタン	3	6
カサフスタン	3	11

グルジャ	5	11
アゼルバイジャン	2	8
リトワニア	8	14
モルダヴィヤ	7	12
ラトヴィヤ	9	12
キルギジヤ	2	9
タジキスタン	2	8
アルメニヤ	4	12
トルクメニスタン	4	7
エストニヤ	6	10

工業生産上昇率

(対前年比増加率%)

	1956年 実績	1957年		1958年	
		計画	実績	計画	実績
工業総生産	11	7.1	10	7.6	10
うち生産財	11.4	7.8	11	8.3	11
消費財	9.4	5.9	8	6.1	7
労働生産性	7	5.4	6.5	5.7	6

工業部門別上昇率

	1957年比増%
鉄・非鉄冶金	9
燃料・エネルギー工業	10
機械製作・金属加工	14
化学・ゴム工業	13
建設資材工業	25
森林・製紙・木材加工工業	9
軽工業・文化消費財生産	9
食料品工業	5

主要物資の生産高・上昇率

	1958年 生産高	1957年 比増(%)	
銑鉄	鉄 (百万トン)	39.6	7
鉄	鋼 (")	54.9	7
圧延	鋼 (")	42.9	7
鉄	鉄 (")	88.8	5
石	炭 (")	496	7
石	油 (")	113	8
ガ	ス (十億立方m)	29.8	48
電	力 (十億 KWH)	233	11
金属切削工作機械	(千台)	138	6
鍛造・プレス機械	(")	24.6	8
自動車	(")	511	3
ボール・ローラベア リング	(百万個)	325	10
トラクター	(千台)	220	8
セメント	(百万トン)	33.3	15
人造・合成繊維	(千トン)	166	12
綿織物	(十億メートル)	5.8	4

毛織物	(百万メートル)	303	7
あま織物	(")	481	13
絹織物	(")	845	5
くつ下類	(百万足)	887	5
メリヤス下着	(百万着)	398	6
メリヤス・シャツ	(")	97	8
革ぐつ	(百万足)	356	12
時計	(百万個)	25	5
カメラ	(百万台)	1.5	11
テレビ	(")	1.0	38
冷蔵庫	(千台)	360	16
洗濯機	(")	538	43
ミシン	(百万台)	2.7	18
オートバイ・スクーター	(千台)	400	19
ピアノ	(")	66.6	20
家具(金属製ベッドを除く)	(十億ルーブル)	7.6	23
肉(ホルホーズ・自家生産を除く)	(百万トン)	3.4	8
魚類	(")	2.9	6
バター(ホルホーズ・自家生産を除く)	(千トン)	647	4
乳製品(ミルク換算)	(百万トン)	6.0	16
砂糖	(")	5.4	21
ぶどう酒(ホルホーズ生産を除く)	(百万デカリット)	46.5	7

穀物収穫高内訳

穀物収穫高全体	(億ブード)	85	(140百万トン)
うち小麦	(")	46	(89 ")
てんさい	(百万トン)	54.1	
原綿	(")	4.4	
ひまわり	(")	4.5	
じゃがいも	(")	86.1	
野菜	(")	14.3	

家畜頭数の推移

(単位百万頭、各年末現在)

	1953年	1957年	1958年	対58年の53年比増(%)	対58年の57年比増(%)
牛	55.8	66.8	70.8	27	6
うち乳牛	25.2	31.4	33.3	32	6
豚	33.3	44.3	48.5	45	9
羊	99.8	120.2	129.6	30	8

畜産物生産の推移

	1953年	1957年	1958年	58年の53年対比増(%)	58年の57年対比増(%)
肉・動物脂肪(百万トン)	5.8	7.4	7.9	35	6
ミルク(")	36.5	54.7	57.8	58	6
羊毛(千トン)	235	289	321	37	11
卵(十億個)	16.1	22.3	23.5	46	5

工業部門別投資増大率

	1957年比増(%)
鉄・非鉄冶金	21
化学工業	39
石油工業	15
ガス工業	48
発電所建設	5
建設資材工業	25
森林・製紙・木材加工工業	2
軽工業・食料品工業	16
住宅建設	11

国営・協同組合商業小売販売高

	1957年比増(%)
肉・肉製品	12
魚類加工品	8
パスタ	12
ミルク・乳製品	16
チーズ	4
卵	18
砂糖	10
菓子類	4
果実	11
毛織物	11
絹織物	4
あま織物	15
衣服・下着	8
メリヤス製品	12
靴下類	8
革ぐつ	11
家具	25
せつけん	10
ミシン	20
冷蔵庫	16
洗濯機	40
オートバイ・スクーター	20
ラジオ	3
テレビ	50
乗用車	35

アジア諸国

◇エカフェ地域内貿易促進会議と第2回貿易委員会の開催
 エカフェ地域内貿易促進会議は1月8日から19日までバンコックにおいて開催された。今回の会議は2国間の話合い形式により、商品別にみた域内相互の貿易促進の可能性

検討をその目的としており、昨年1月の第1回貿易委員会の席上日本側代表から開催方提案されていたものである。議題は①域内物資の品質、価格、取引条件の改善や貿易業者の入国滞在に対する便宜供与などの技術的問題のほか、②関税障壁、輸入制限の緩和、③域内決済同盟の設置と多角貿易取決めの可能性、など多岐にわたつたが、現状では域内諸国の購買力がなお不十分であるため、日本がどの程度輸入を増加しうかが会議の焦点となつた模様である。

次いで1月23日から2月2日まで第2回貿易委員会が開催されたが、とくに今回の会議では、①欧州共同市場発足の域内諸国に及ぼす影響、②西欧主要国通貨の交換性回復の影響など、エカフェ地域の当面する貿易上の重要問題が討議された。

◇アラブ開発銀行の設立

カイロで開催されたアラブ経済会議は1月11日、アラブ経済開発銀行の設立を発表した。同行の設立はかねてアラブ連盟特別経済委員会によつて唱えられ、昨年末のアラブ商工会議所会議、アジア・アフリカ経済会議でも検討されていたものである。その目的としては、アラブ諸国の経済開発に対する貸付もしくは直接資本参加の方法による金融的援助、必要な民間資本の動員、民間外資の導入に対する便宜供与などを掲げている。資本金は20百万エジプト・ポンドで、出資は連盟予算への年支出比率によつて加盟国が分担するが、設立にはその75%の払込が必要とされ、すでにアラブ連合の50%出資のほかサウジ・アラビア、ヨルダンの出資が確定し、さらに今回レバノン、リビアが設立協定に調印して前記必要額に達したわけである。

(注) アラブ連盟加盟国……アラブ連合、サウジ・アラビア、イエメン、シリア、レバノン、イラク、ヨルダン、リビア、スーダン。

◇ヨルダン国立銀行の設立

ヨルダン議会は1月28日、ヨルダン国立銀行 (Jordan State Bank) の設立を決定した。同行は資本金1百万デナール、全額政府出資で、通貨の発行、金融の調整、金および外貨取引の規制を行なう。ちなみにヨルダンの幣制については、1950年3月以前はパレスティン通貨委員会 (Palestine Currency Board) がパレスティン・ポンドを発行していたが、その後ヨルダン通貨委員会 (Jordan Currency Board) が設立され、同委員会が100%外貨準備制のもとにデナール貨 (1デナール=1英ポンド) を発行していた。

◇パキスタン国立銀行の公定歩合引上げ

パキスタン国立銀行は1月14日、公定歩合を3%から4%へ引上げる旨を発表した。これは1948年同行設立以来最初の変更であり、昨年10月の政変後新政府により押し進められているインフレーション対策の一環をなすもので、また

これにより同国中央銀行の金融政策が、これまでの直接統制依存 (1月号要録参照) から伝統的な量的規制手段活用の方角へ転換したとみられる。

すなわち政変後、同国の生計費指数、外貨準備、パキスタン・ルビーの自由市場における相場などに若干の改善もみられたが、一方、銀行券の増発、商業銀行の預金流出および中央銀行よりの借入増加などには、ややもすればインフレ進行へのきざしがうかがわれた。本措置は中央銀行が金融界、実業界のインフレ・マインド醸成を早期に摘みとり、インフレ抑制への決意を内外に示すという、心理的効果をより多くねらっているものとみられる。

なおパキスタンはわが国プラント輸出の有望な市場であるが、現地経済界には本措置により新規民間設備投資が抑制されるとの見方が強い。

パキスタンの主要経済指標 (カッコ内前年同期)

区 分		1958年9月末 (政変直前)	1958年末
生計費指数	(1953年=100)	114 (109)	※107 (110)
外貨準備	(中央銀行保有)	869 (1,145)	994 (1,152)
カラチにおける米ドルの対パキスタン・ルビー自由相場	(公定1ドル=4.76ルビー)	8.00 (7.87)	7.50 (7.60)
銀行券発行高	(百万ルビー)	3,318 (3,189)	3,602 (3,438)
指定銀行預金残高	(")	2,490 (2,181)	2,404 (2,180)
指定銀行の対民間貸出残高	(")	1,249 (1,146)	1,314 (1,294)
指定銀行の中央銀行よりの借入残高	(")	22 (57)	181 (147)

※ は10月中の指数。

◇パキスタンの輸出振興策

パキスタン政府は輸出振興策として、輸出業者に対する報償制度や外貨事情が許す範囲内で、輸入自由化などを内容とする Export Bonus Scheme を1月15日から実施する旨発表した。

本制度によれば、輸出により取得された外貨はその使用目的に応じ国立銀行に設置された3勘定に区分しリザーブされる。すなわち、民間商工業活動のために使用される外貨はあらかじめ輸出商品の種類ごとに定められた割合 (20~40%(注)) で第1勘定にプールされるが、同時に輸出業者は輸出報償の意味でこれと等額の Bonus Import Licence の発給を受ける。この Licence は輸出業者自から Open General Licence List (219品目) 内で自由に輸入に使用するか、あるいはこれを他に転売することが認められている。この Licence 発給額は年間7千万ルビー (同国年間輸入総額の3~4%) と推定される。

(注) (1) ジュート製品および綿製品は20%。

(2) その他製品 (スポーツ用品、医療器具など) は40%。

(3) その他商品は20% (ただし同国の伝統的輸出商品である生ジュート、綿花、皮革、茶など第1次生産物およびすべてのパター取引における輸出品を除く)。

(4) サービス業 (海運業など) は20%。

なお残りの取得外貨は、まず政府が一定額を外貨準備と

して保留するが、残余を政府関係輸入として第2勘定に、社会的必需物資（石油、石炭、医薬品、鉄および非鉄金属、運搬資材など）輸入資金として第3勘定にそれぞれ振り込まれることとなつている。

なお本制度に対し現地には、①同国輸出の大宗である生ジュート、綿花（両品目で輸出総額の約7割）などが除外されたこと、②輸出意欲に直接刺激となる輸入利潤も、価格および利潤統制のもとでは多くを望めないこと、などからその効果の過大視を戒める向きもある。

また政府はこれと同時に、次の輸出振興措置の採用を決定した。

- (1) 輸入原材料に依存する輸出業者に対する輸入税の割戻し。
- (2) 輸出商品に対する鉄道運賃引下げ、および輸送の合理化。
- (3) 輸出業者に対する税制上の優遇。
- (4) 輸出統制品目の大幅解除。

◇西パキスタンの農地改革

パキスタン新政府は、政変直後の物価安定や不正取引一掃などの応急経済措置を一応終り、いよいよ金融、貿易、産業の各面で同国経済再建のための基本的、恒久的な政策の実施に踏み出すこととなつた。

農業面においても、明1960年内の食糧自給化を目標に農業振興を経済政策の最重点としているが、このため政変後直ちに農地改革委員会を設け、1月24日その答申に基き、大農地の所有制限と有償再分配を骨子とする次のごとき農地改革計画を発表、2月7日には戒厳令を以てこれを実行に移すこととした。

- (1) 農地の最高所有限度を、原則として灌漑地500エーカー、非灌漑地1,000エーカーとする（これまで約6千人の大地主が耕地可能総面積の約6割にあたる7.5百万エーカーを所有していた）。
- (2) 上記の制限を越える農地は、小作人その他適当な申請者に分配（4～6百万エーカーの見込み）するため政府が収用する。
- (3) 収用農地に対する補償として、地主に利付（年4%と伝えられる）25年満期の政府公債を交付する。
- (4) 収用地を現在耕作中の小作人は、これを25年の分割払で買い取ることができる。
- (5) Jagirdars（旧英政権により贈与された土地をもつ不在地主で、その所有地は約2百万エーカー）制度は無償で廃止する。
- (6) 中間利潤や法外地代の排除、地代の増額禁止および小作権の保護。
- (7) 一定基準を下回る農地零細化の防止および零細農地

の共同経営助成。

本改革に対し一部には、土地所有限度の過大や有償収用などをあげて、その不徹底さを批判するものもあるが、一般には独立以来10年余の懸案を短時間でしかもほぼ妥当な結論を引き出したものとして、好感をもつて迎えられていると伝えられる。なおインドにおいても、先般の同国会議派党大会で農地改革の早期実施を促す決議を行なつており、同国への影響も注目されるところである。

◇タイにおける工業金融会社の設立

タイでは従来国内工業に対する金融をつかさどつていた政府工業銀行を清算し、これと代つて新たに民間資本による金融会社（Finance Corporation）を設立することとなつた。これは政府金融機関の運営が必ずしも適切に行なわれなかつたため、これを商業ベースによる民間機構に切り替えたものである。新会社の払込資本は5百万バーツ（授権資本20百万バーツ）であるが、ICAとの間に15百万バーツの無利子長期借入れを取り決めており、その他に工業銀行の残余資産を政府から借り入れることとなつていたので、当初営業資金は30百万バーツに達するものとみられている。

◇マラヤ中央銀行の発足

マラヤ中央銀行（Bank Negara Tanah Melayu 資本金30百万海峽ドル）は1月24日設立され、26日から業務を開始した。同行は通貨発行権、政府および商業銀行に対する短期資金の融資、商業銀行をコントロールする一定の権限など中央銀行としての一般的な権能を有している。しかし通貨発行については、シンガポール、英領ブルネイなど海峽ドル流通区域との協定成立までは通貨委員会（Board of Commissioners of Currency）が従来通り海峽ドルを発行することとなつており、本格的な活動に入るにはなお相当期間を要するものとみられる。

（注）昭和33年7、10月号要録参照。

◇インドネシアの輸入保証金率引上げ

インドネシア政府は先般来、過少な外貨準備高（1958年末217百万ドル）と旺盛な輸入意欲とに悩み輸入許可書の発給を極力抑制してきたが、今般1月2日付をもつて輸入保証金率を従来の100%から133 $\frac{1}{3}$ %へ引上げ、同時に昨年末までの未処理の輸入申請書を全部却下した。

このたびの保証金率の改正は、もとより資金面からの輸入抑制をねらいとするものであるが、同時に同国の輸入が3月末の正月を控え一段と増加するおそれもあるため、これに備えて採られた措置ともみられる。

なお、同国のインフレーション傾向は依然として改まら

ず一方で現行 B E相場が 320%に固定されているところから、輸入物資取扱による利益は大きく、輸入意欲をこの程度の改正をもつて抑制することは困難とみられている。

◇香港における1958年の貿易状況

香港における昨年の貿易は輸出 2,988 百万香港ドル、輸入 4,594 百万香港ドルで、一昨年に比べ輸出は28百万香港ドルの微減ながら、輸入は 555 百万香港ドル、11%の減少をみた。

輸出は、繊維関係を主とする地場製品の輸出が米国、英国、西ドイツなどに対して好調なため、1,260 百万香港ドルと前年比48百万香港ドル、5%の増加を示したが、再輸出はインドネシアおよびわが国に対する大幅な減少により、1,728 百万香港ドルと前年比 86 百万香港ドル、5%減少した。

一方、輸入は仲継貿易の不振により、わが国、英国、米国など軒並み減少を示したが、中共のみは貿易攻勢の積極化を反映して前年に引続き増加した。

主要国別および品目別輸出入状況はそれぞれ下表のごとくである。

主要国別輸出入額 (単位・百万香港ドル)

相手国	輸 入			輸 出		
	1957年	1958年	増減率	1957年	1958年	増減率
中 共	1,131	1,396	24%	123	155	26%
日 本	763	597	-22	228	120	-53
英 国	666	531	-20	366	393	7
米 国	539	440	-18	198	326	64
ス イ ス	193	131	-32	3	4	30
ス タ イ	192	160	-17	188	217	15
西 ド イ ツ	159	135	-15	42	65	54
インドネシア	126	94	-26	312	211	-33
ベ ル ギ ー	117	60	-49	16	20	25
蒙 州	114	113	—	65	76	17
マ ラ ヤ	101	103	—	372	382	2
パキスタン	92	33	-63	4	4	—
オ ラ ン ダ	86	76	-12	18	23	27
フ ィ リ ピ ン	18	7	-61	72	56	-22

主要品別輸出入額 (単位・百万香港ドル)

輸 入			輸 出		
品 目	金 額	前年比増減率	品 目	金 額	前年比増減率
繊維一次製品	733	-22%	繊維一次製品	666	-11%
機械器具	527	-18	衣 類	525	19
穀 類	335	16	機 械 器 具	221	4
繊維および廃綿	252	-18	果物および野菜	123	3
果物および野菜	235	1	動植物原材料	116	1
食用家畜	232	29			
卑 金 属	200	-40			
鉱物燃料およびスクラップ	194	-9			
動植物原材料	152	-16			

◇台湾の預金保証準備率引上げ

台湾銀行は最近の物価上昇傾向にかんがみ、1月1日および2月1日の再度にわたり、市中銀行の預金保証準備率の引上げを行なった。新準備率は次のごとくで銀行法に規定する最高となつた。

	当 座 預 金			定 期 預 金		
	改訂前	1月1日	2月1日	改訂前	1月1日	2月1日
商業銀行	10%	13%	15%	5%	8%	10%
実業銀行	8"	10"	12"	5"	6"	8"

なお台湾においては、銀行法によつて預金保証準備のほか現金支払準備があり(注)、両者を加えた新準備率は次のごとくできわめて高率である。

	当 座 預 金			定 期 預 金		
	改訂前	1月1日	2月1日	改訂前	1月1日	2月1日
商業銀行	25%	28%	30%	12%	15%	17%
実業銀行	20"	22"	24"	11"	12"	14"

(注) 預金保証準備は台湾銀行の預入金のみであるが、現金支払準備は上記の預金保証準備率をこえた台湾銀行への預金のほか、手元現金、インターバンク・ローンなどで保有することができる。

◇北鮮における1958年度の経済計画達成状況

北鮮政府は1月16日、昨年の経済計画達成状況を発表したが、その概要は次の通りである。

(1) 国営および協同組合工業の総生産額は前年より40%増大(1956年の2倍、49年の4倍)、計画を17%上回つた。

主な工業品生産高

電 力	7,631 百万 KWH	(57年比 10%増)
石 炭	6,882 千 ト ン	(" 38% ")
鋼 塊	365 " "	(" 32% ")
化学肥料	457 " "	(" 41% ")
セメント	1,244 " "	(" 39% ")
織 物	110 百 万 米	(" 21% ")

(2) 農業面では昨年中19万町歩の作付面積が拡張され、収穫高は穀物 370 万トン(前年比22%増)、綿花 6 万トン(前年の8倍)に達した。

(3) 国家の基本建設投資総額は 341 億(北鮮)円(1北鮮円=約21円)に達し、前年より26%増加を示した。これにより年産能力は電力 225 千kw、鉄鉄50万トン、鋼塊 65千トン、電気銅 5,500 トン、セメント 35 万トン、窒素肥料 136 千トン、パルプ 6 千トン、スフ 4 千トン、綿糸 4 千トンの増加をみた。